

第33次地方制度調査会及び 地方行政のデジタル化について

令和4年4月15日(金)
総務省自治行政局

目次

1. 第33次地方制度調査会について	1
2. 地方行政のデジタル化について	7
①地方公共団体情報システム標準化	9
②個人情報保護制度	15
③マイナンバーカード	19

1. 第33次地方制度調査会について

第33次地方制度調査会について

1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。
- 令和4年1月14日に、第33次地方制度調査会が発足。

2. 委員・諮問（任期：R4.1.14～R6.1.13）

委員（R4.1.14現在 30名）（◎：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長）

【学識経験者18名】

- ◎ 荒見玲子 名古屋大学教授
- ◎ 市川晃 住友林業(株)代表取締役会長
- 伊藤正次 東京都立大学教授
- 岩崎尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
- 太田匡彦 東京大学教授
- 大橋真由美 上智大学教授
- 大屋雄裕 慶應義塾大学教授
- 大山礼子 駒澤大学教授
- 岡崎浩巳 地方公務員共済組合連合会理事長
- 穴戸常寿 東京大学教授
- 砂原庸介 神戸大学教授
- 田中里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
- 谷口尚子 慶應義塾大学教授
- 土山希美枝 法政大学教授
- 牧原出 東京大学教授
- 村木美貴 千葉大学教授
- ★ 山本隆司 東京大学教授
- 横田響子 (株)コラボラボ代表取締役

【国会議員6名】

- 谷公一 衆議院議員
- 葉梨康弘 衆議院議員
- 重徳和彦 衆議院議員
- 馬場伸幸 衆議院議員
- 長峯誠 参議院議員
- 江崎孝 参議院議員

【地方六団体6名】

- 平井伸治 鳥取県知事(全国知事会会長)
- 柴田正敏 秋田県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
- 立谷秀清 福島県相馬市長(全国市長会会長)
- 清水富雄 横浜市議会議長(全国市議会議長会会長)
- 荒木泰臣 熊本県嘉島町長(全国町村会会長)
- 南雲正 新潟県湯沢町議会議長(全国町村議会議長会会長)

諮問

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの经济社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

（今回の感染症対策で直面した課題等への対応）

今回の感染症対応で明らかとなった医療提供体制の広域的対応の遅れ、特に大都市圏における広域的対応の未進捗に対処する必要がある。このため、厚生労働省は、大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。総務省は、内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化。「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化 (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進
公共私連携 (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

- 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
- 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会 (→5)

- 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を改革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受用するために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

3. 公共私連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
(例：多様な任用形態・兼業許可の活用等)

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

4. 地方公共団体の広域連携

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要

① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
 - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
 - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
 - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲
- が重要
※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】

都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

② 立候補環境の整備

- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

第32次地方制度調査会答申を踏まえた主な対応（概要）

地方行政のデジタル化

- ・各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**政令で定める標準化対象事務**（住民記録、選挙人名簿管理等）について、**国が情報システムの標準化のための基準を定め、地方公共団体に当該基準に適合した情報システムの利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立**
【令和3年9月1日施行】
- ・社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合の要請に対応するため、**個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定する個人情報保護法改正が成立**
【令和5年春施行予定】

※3本の法律の一本化等については令和4年4月1日施行

公共私連携

- ・自治会等の地縁による団体が、不動産等を保有（保有予定）するため、市町村長の認可によって法人格を取得する「認可地縁団体制度」を改正し、**不動産等の保有（保有予定）の有無にかかわらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体が、市町村長の認可により法人格を取得することを可能とする地方自治法改正が成立**
【令和3年11月26日施行】

地方公共団体の広域連携

- ・「地域の未来予測」の将来推計の対象となる分野・指標の例や活用方法等を整理した「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」について、地方公共団体に周知（令和3年3月）した上で、連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域において広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、**新たに特別交付税措置を創設**
【令和4年度～】

※地域の未来予測：行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し

地方議会

- ・多様な人材の参画、柔軟な議会運営、調査研究・政策立案機能の充実などに向けた地方議会の実践例を共有し、情報発信する機会として、**地方議会活性化シンポジウム**を開催
【毎年11月に開催】

2. 地方行政のデジタル化について

デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ **個人情報関係3法を1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個情委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携促進**、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在**を国民が確認できる仕組みを創設

⇒国民にとって相続時や災害時の**手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

①地方公共団体情報システム標準化

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

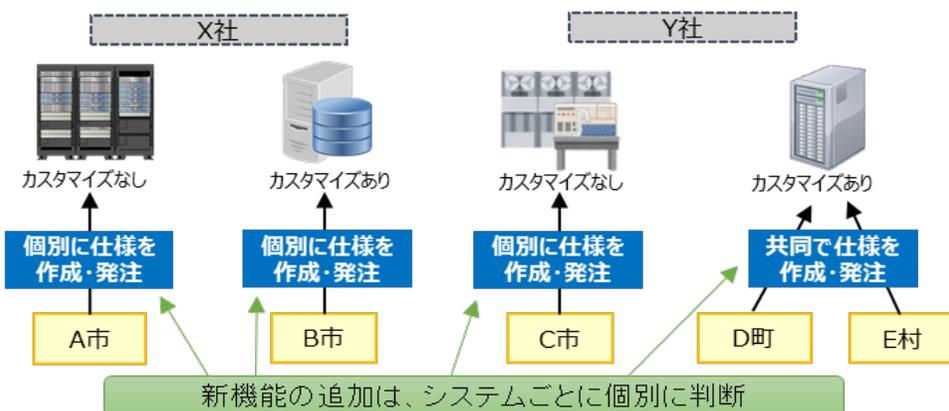
- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

目標・成果イメージ

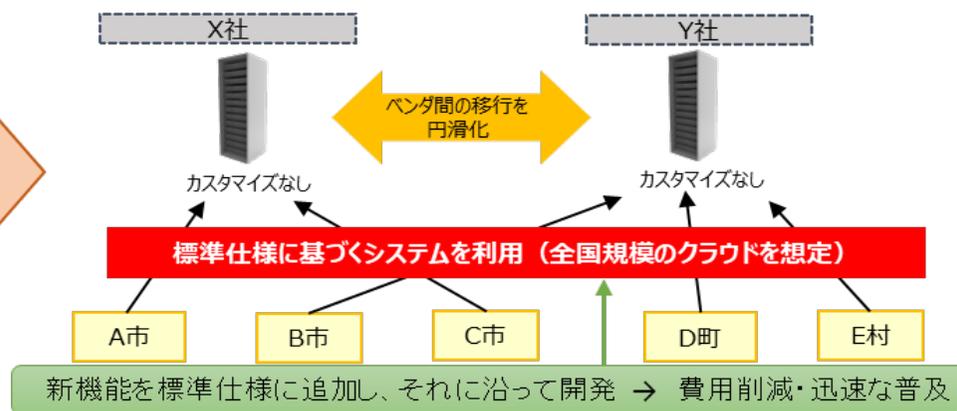
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化**を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の概要

趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務（情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務）を定める。

概要

- 標準化対象事務は、累次の閣議決定において標準化の対象業務とされてきた17業務に、**戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務**を加え、以下の**20業務**とする。
 - ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金
- 政令においては抽象的な事務・業務分野を示しつつ、対象事務の詳細は命令に委任することとする。
なお、命令で定める対象事務の詳細については、標準仕様書の策定期間に応じて以下のとおり規定する。
 - （1）令和3年度までに標準仕様書を作成済の事務（③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮、⑰）
標準仕様書において対象事務が具体的に特定されていることから、命令においては、当該事務の根拠条文を引用して規定する。
 - （2）令和4年夏までに標準仕様書を作成する事務（①、②、④、⑥、⑪、⑭、⑯、⑱、⑳）
今後公表される予定の標準仕様書において対象事務が具体的に特定されることから、今後定める命令においては、政令案と同様に抽象的な事務・業務分野を規定する。
- 施行期日：公布の日から施行する。
ただし、⑦から⑩に関して規定した地方税に関する事項（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）については、令和6年1月1日から施行する。

スケジュール

- （1）閣議決定：令和3年12月24日（金）
- （2）政令の公布・施行：令和4年1月4日（火）

政令で定める主な標準化対象事務

①児童手当

- ・児童手当又は特例給付の支給に関する事務

②子ども・子育て支援

- ・子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

③住民基本台帳

- ・住民基本台帳に関する事務
- ・中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務
- ・特別永住者の住居地の届出に関する事務
- ・個人番号の指定に関する事務
- ・住居表示に係る事項の通知に関する事務

④戸籍の附票

- ・戸籍の附票に関する事務

⑤印鑑登録

- ・印鑑に関する証明書の交付に関する事務

⑥選挙人名簿管理

- ・選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関する事務
- ・投票人名簿又は在外投票人名簿に関する事務

⑦、⑧、⑨、⑩ 地方税

- ・個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務

⑪戸籍

- ・戸籍に関する事務

⑫就学

- ・就学義務の猶予若しくは免除又は就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務
- ・学齢簿に関する事務
- ・就学時の健康診断に関する事務

⑬健康管理

- ・健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務
- ・母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務
- ・予防接種の実施に関する事務

⑭児童扶養手当

- ・児童扶養手当の支給に関する事務

⑮生活保護

- ・生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務

⑯障害者福祉

- ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務
- ・福祉手当の支給に関する事務
- ・自立支援給付の支給に関する事務

⑰介護保険

- ・介護保険に関する事務

⑱国民健康保険

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料の賦課及び徴収に関する事務

⑲後期高齢者医療

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務

⑳国民年金

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務

※その他 ①～⑳までの事務に附帯する事務

自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の策定

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）において、システムの機能や様式・帳票の標準仕様を策定。

住民記録システム
印鑑登録システム
戸籍附票システム

税務システム
・固定資産税
・個人住民税
・法人住民税
・軽自動車税

選挙人名簿管理
システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定。

<作業手順等>

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

3. 財政支援

R7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。

<施策スキーム>



1,825億円*

〔 1,509億円 (R2第3次補正予算) + 317億円 (R3第1次補正予算) 〕

※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

<基金の主な使途>

- ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費 (現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
- ・システム移行経費 (データ移行、文字の標準化等) など

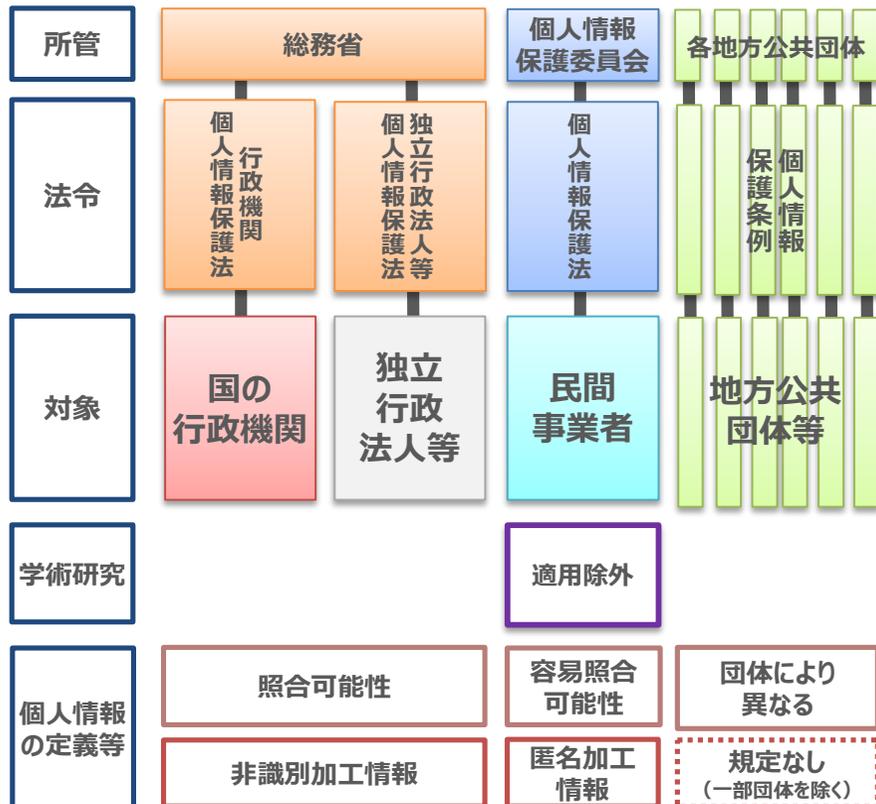
地方公共団体の意見を聞きながら、R7年度までに標準準拠システムへの移行を目指す。

②個人情報保護制度

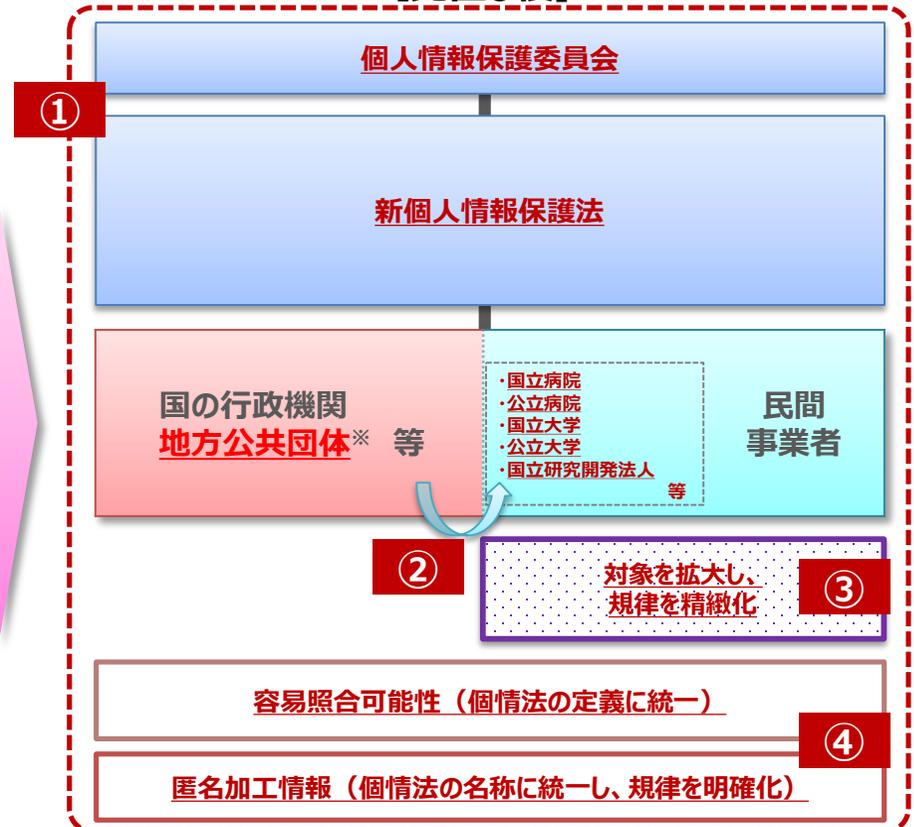
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
- 等への問題提起がなされている

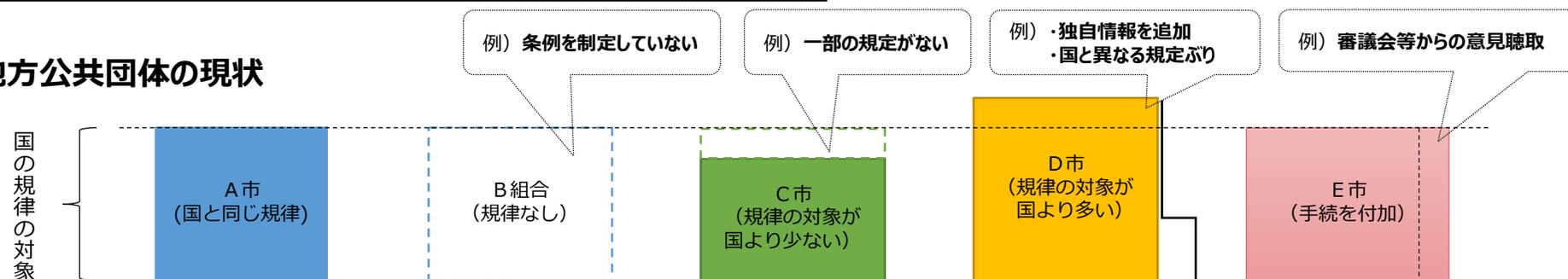
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

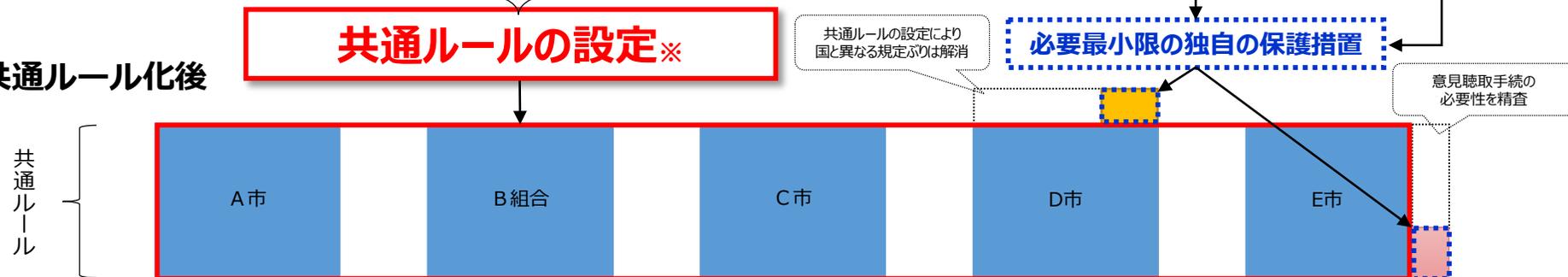
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
 - 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
 - その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

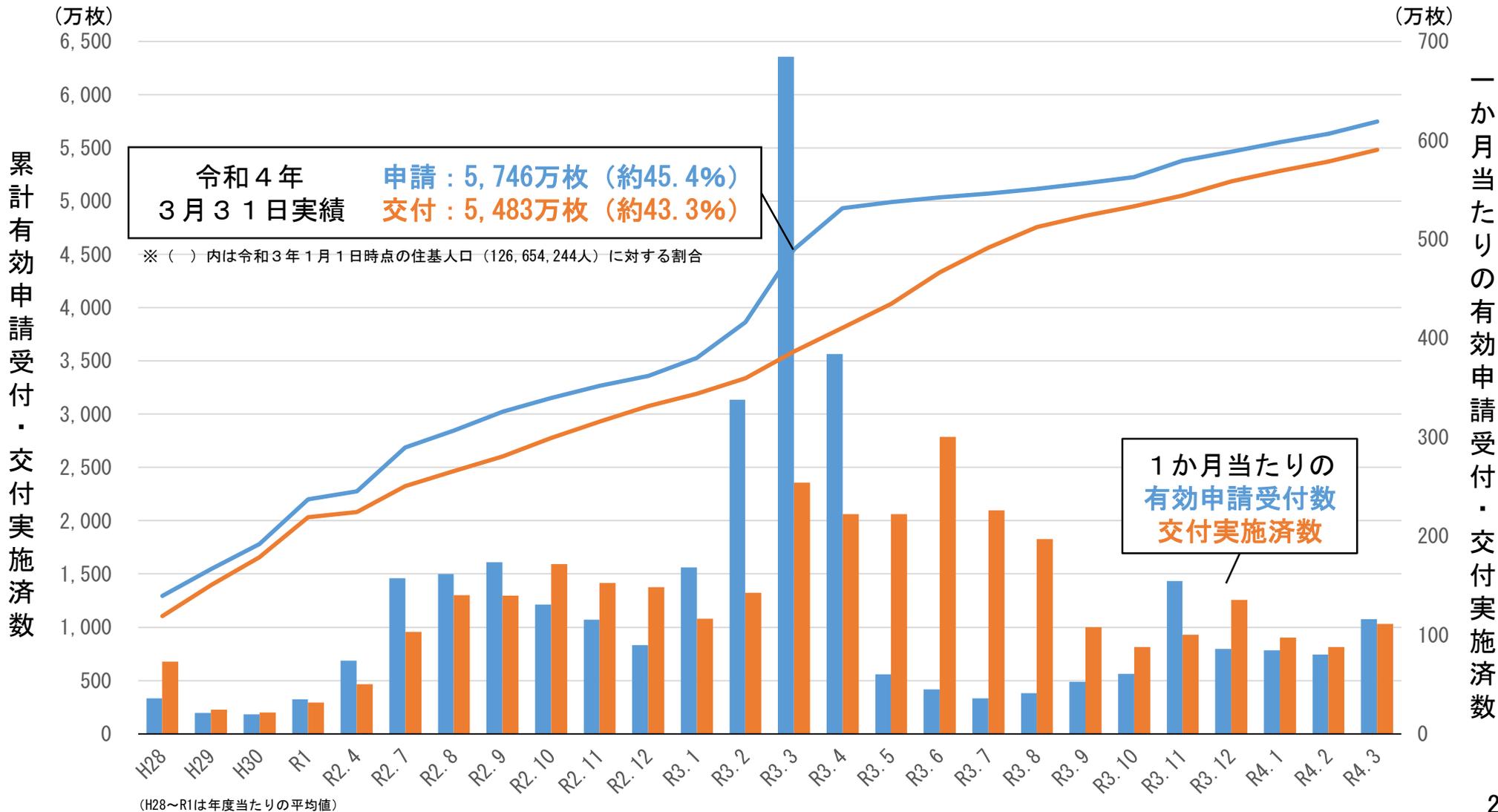
※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

③ マイナンバーカード

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組む。



マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓ 顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

✓ オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

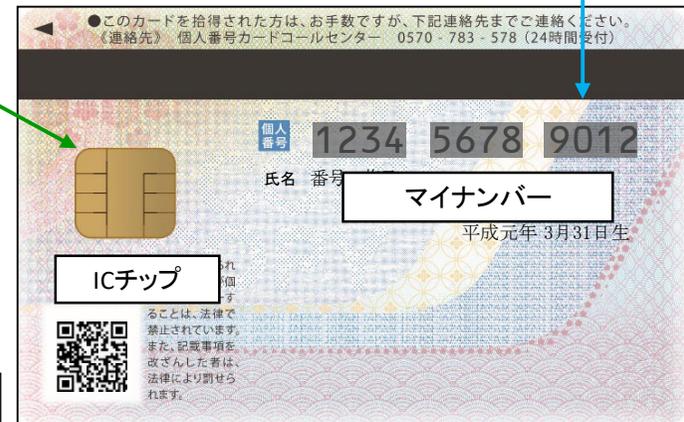
➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



プライバシー性の高い個人情報は入っていません

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

オンラインでの利用には電子証明書を使います マイナンバーは使いません



・auカブコム証券が実施(署名等検証業務をNTTデータに委託。)

新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められる。

<公的個人認証サービスの利用>

- ・新しく証券口座の開設を申し込む際に行う本人確認に公的個人認証サービスを活用
- ・公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがある。

<利用画面イメージ>

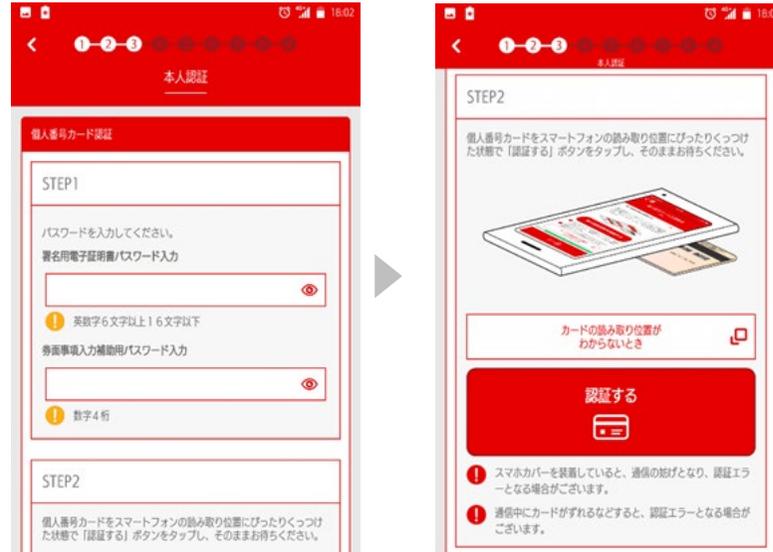
1. 「スマホで読み取る」を選択



2. パスワードを入力



3. マイナンバーカードの読み取り



4. 認証完了



公的個人認証サービス 民間利用事例② 銀行口座との連携時の本人確認

- ・メルペイが実施（署名等検証業務をサイバートラストに委託。）

<公的個人認証の活用>

決済時に連携する銀行口座を登録する際に、本人確認書類の撮影により本人確認を行っていたが、公的個人認証サービスを活用した本人確認が可能となり、より確実でスピーディーな本人確認が可能に。

<サービス開始> 2021年3月

<利用画面イメージ>



医療機関・薬局における「オンライン資格確認」の導入状況について

1. 「オンライン資格確認」の仕組み

- 顔認証で本人確認を行える「顔認証付きカードリーダー」を医療機関・薬局に設置



富士通
(富士通Japan)



パナソニック
(パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン)



アルメックス



キヤノン
(キヤノンマーケティングジャパン)

- 本人確認を行うとともに、医療機関・薬局が健診情報等を閲覧することについて同意を取得することが可能

来院

- ①マイナンバーカードを置く
(患者が自ら置く)



本人確認

- ②本人確認方法を選択

本人確認の方法を
選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の
目的には使用しません。

- ③顔の撮影
(又は暗証番号)

顔を枠内に入れてください。



同意取得

- ④情報閲覧の同意

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に
提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用しま
す。

同意する

同意しない・40歳未満の方

完了

- ⑤資格確認等が完了

●●×様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナ
ンバーカードを取り出し、
待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方
はこちら

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア等(約56,000)で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和4年4月1日時点	946	11,185万人
令和4年度末見込み	953	11,201万人

※ 令和4年度末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築

【地方財政措置による支援】

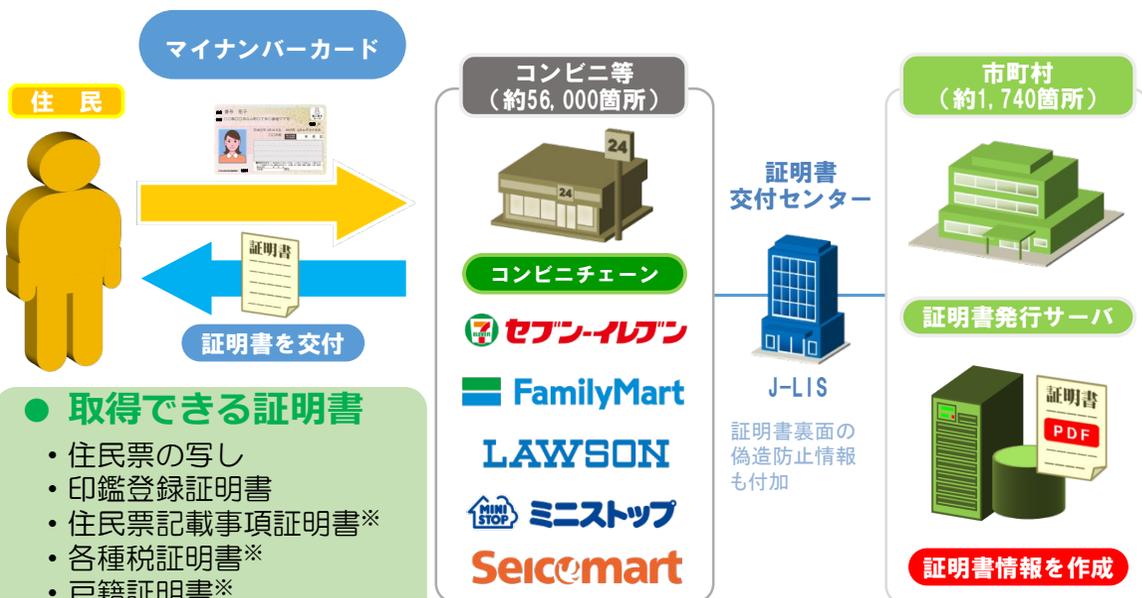
自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和4年度(期限までの導入で3年間の措置)

年度別コンビニ交付通数

種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住民票	748,120	1,273,482	1,773,227	2,386,613	4,100,191	7,078,835
住記載	6,310	14,418	22,577	31,693	51,625	96,148
印鑑	664,150	1,086,277	1,436,862	1,862,637	2,984,766	4,795,695
税	87,051	175,996	255,328	338,597	530,124	976,469
戸籍	47,196	112,206	192,234	300,519	493,285	940,851
附票	5,714	11,869	17,575	27,324	44,523	84,913
合計	1,558,541	2,674,248	3,697,803	4,947,383	8,204,514	13,972,911

※ 令和3年度の数値は、令和4年4月1日時点のもの



● 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書※
- ・ 各種税証明書※
- ・ 戸籍証明書※
- ・ 戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 窓口業務の負担軽減
- ・ 証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約56,000店舗で交付を受けられる

健康保険証としての利用



- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10~本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や服薬履歴の閲覧等も可能に(R3.10~)

マイナポイント第2弾



- ①マイナンバーカード取得
 - ②カードの健康保険証利用申込
 - ③公金受取口座登録
- をすると、最大2万円相当のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※①は第1弾(~R3.12.31)より切れ目無く、R4.1.1から申込付与開始(②③は開始時期検討中)

コンビニ交付サービス



- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が取得可能(R4.1.1対象人口:10,916万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認



- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R4.1.11現在、民間事業者136社がサービスを提供)

マイナポータル



- 子育て関連手続の申請等をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認が可能

職員証・社員証としての利用



- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータが活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
⇒ デジタル社会の実現に向けた重点計画(R3.12.24閣議決定)に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿って推進
- 運転免許証(~R7.3までに実現)その他の国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、在留カード等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)をスマートフォンに搭載(令和4年度中実現予定)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に